

売買制度の見直しに伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))及び受益証券発行信託の受益証券(外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券を信託財産とするものをいう。))に限る。以下同じ。)を含む。第8条第1項、第53条及び第54条を除き以下同じ。)午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。<u>ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、午後3時30分に売買を成立させる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))及び受益証券発行信託の受益証券(外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券を信託財産とするものをいう。))に限る。以下同じ。)を含む。第8条第1項、第53条及び第54条を除き以下同じ。)午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(競争売買の原則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 次の各号に定めるところによる呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値</u></p>	<p>(競争売買の原則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び本所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>(2) <u>本所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>午後立会の売買立会終了時に執行することを条件として行われたすべての呼値及びクロージング・オークションにおいて行われたすべての呼値</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 (略)</p> <p>(個別競争売買) 第12条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(個別競争売買) 第12条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 第3項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を基準として、本所が定める値幅を<u>超えるときの売買の取扱い</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を基準として、本所が定める値幅を<u>超えるときは、売買を不成立とする。</u></p>
<p>(1) <u>午前立会</u> <u>売買を不成立とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>午後立会</u> <u>成行呼値及び当該値幅の限度の値段に優先する値段の呼値を、当該値幅の限度の値段による呼値とみなして、第3項の規定に従って売買を成立させる。この場合においては、第10条第3項の規定は適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、本所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該直近の気配値段(気配表示が行われていないときは、本所が定める値段)を基準として、本所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>株券(本所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)のうち新たに上場され</u></p>	<p>(新設)</p>

た銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値の決定前における当該直接上場銘柄

(2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であることを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄

（空売り価格規制の基準価格）

第16条（略）

2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄の権利落後始値及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定めるところによる。

（新設）

（空売り価格規制の基準価格）

第16条（略）

2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、株券（本所、国内の他の金融取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値決定日並びに事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であることを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定め

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月5日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>るところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第8条 <u>規程第10条第3項第2号</u>及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(気配表示)</p> <p>第11条 <u>規程第12条第2項第4号、第5項</u>かつ<u>書及び第6項</u>、同第16条第1項第1号aかつ書、同第31条かつ書、同第34条第1項かつ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かつ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第9条に規定する特別気配表示及び同第10条に規定する連続約定気配表示とする。</p> <p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 <u>規程第12条第5項及び第6項</u>に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月5日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第8条 <u>規程第10条第3項</u>及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(気配表示)</p> <p>第11条 <u>規程第12条第2項第4号及び第5項</u>かつ書、同第16条第1項第1号aかつ書、同第31条かつ書、同第34条第1項かつ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かつ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第9条に規定する特別気配表示及び同第10条に規定する連続約定気配表示とする。</p> <p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 <u>規程第12条第5項</u>に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>